

秋田県告示第349号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年8月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
令和4年7月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社 大里恒三商店
鹿角市花輪字下花輪82番地
大里 恒 明
秋田県知事許可（般－29）第9581号及び秋田県知事許可（般－1）第9581号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和4年7月25日付けで土木工事業、建築工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。